

《利用許諾条件》

1. ファイナンシャル・プランニング技能検定のうち、下記種目については、特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会(以下「当協会」という)の利用許諾がなければ試験問題・模範解答等の転載・複写等一切の利用が認められません。
 - 1 級実技試験(資産設計提案業務)
 - 2 級学科試験
 - 2 級実技試験(資産設計提案業務)
 - 3 級学科試験
 - 3 級実技試験(資産設計提案業務)

*2 級学科試験及び3 級学科試験については、一般社団法人金融財政事情研究会(以下「金融財政事情研究会」という)の利用許諾があれば、当協会の利用許諾は必要ありません。
2. 当協会が運営管理する個人会員及び法人賛助会員は上記1. の種目について当協会の利用許諾を要せず、転載・複写等の利用が認められます。金融財政事情研究会が運営管理するファイナンシャル・プランニング技能士センター会員は、上記1. のうち、2 級学科試験、3 級学科試験については、当協会の利用許諾を要せず、転載・複写等の利用が認められます。
3. 利用する場合は出典を必ず明記してください(スペースの関係上記記載が難しい場合はご相談ください)。また、出版物又はウェブサイト掲載時には、許諾番号も記載してください。

【掲載例】

日本FP協会 2 級ファイナンシャル・プランニング技能検定実技試験(資産設計提案業務) ○年○月許諾番号○○○○

4. 試験問題の修正・加工は、当協会の承諾がない限り、認められません。当協会に無断で修正・加工がなされていることが判明した場合は、利用許諾を取り消し、その後の利用を禁止します。
5. 掲載する刊行物が印刷物の場合は当協会まで献本を 1 部お願いします。下記11. の自動更新の場合は、改訂版も献本をお願いします。
6. 申請者が上記試験問題を利用した結果発生した一切の損害について、当協会はいかなる責任も負いません。
7. 本申請書による試験問題利用許諾は 1 回限りとし、権利を第三者に譲渡することを禁じます。
8. 申請者は、現時点及び将来にわたって、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、確約するものとします。申請者が上記表明ないし確約に反し、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、利用許諾を取り消し、その後の利用を禁止します。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」といいます)であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - ② 反社会的勢力が経営を支配していること。
 - ③ 代表者、責任者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること。
 - ④ 自己又は第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を図るなど反社会的勢力に利益を供与していると認められる関係を有すること。

- ⑥ 反社会的勢力と密接に交際をするなど社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ⑦ 暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと。
- ⑧ 利用許諾に関し脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うこと。
- ⑨ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当協会の信用を毀損し、又は当協会の業務を妨害する行為を行うこと。

9. 特約条件

10. 個人情報の取扱いについて

- ① ここで個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいいます。
- ② 当協会では、「技能検定試験問題利用申請書」にてご提供いただいた個人情報を、当協会の試験問題の管理に必要な範囲内で利用いたします。また、当協会は、ファイナンシャル・プランニング技能検定のうち2級学科試験問題及び3級学科試験問題の管理において、利用許諾の有無を確認する目的で、金融財政事情研究会との間で以下の要領で共同利用を行います。

共同利用に関する事項(個人情報の保護に関する法律第23条第5項第3号、同法第23条第6項)

共同して利用される個人データの項目	技能検定試験問題利用申請書において当協会が申請を受けた申請者の住所、会社名、責任者名、担当者名、許諾番号に関するデータ
共同して利用する者の範囲	一般社団法人金融財政事情研究会
利用する者の利用目的	当協会と金融財政事情研究会が試験問題を利用する者の個人データを交換し、利用許諾の有無を確認するため
当該個人データ管理についての責任者	特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会 試験業務部

- 11. 利用許諾の有効期間は原則として1年間とします。ただし、申請内容について大きな変更がない場合は(毎回同じ種目を利用する場合等)、当協会が利用許諾を撤回しない限り、1年間自動更新とします。その後は、これを繰り返します。
- 12. 当協会は、申請者及び申請内容が許諾条件に該当しなくなった場合その他当協会の判断により、事前の連絡なく、いつでも本件利用許諾を撤回することができます。